○　業績目標 1-4-3：不服申立てへの取組
〔不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。〕

業績目標の内容及び目標設定の考え方	国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。 このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」
業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理
業 1-4-3-2：裁決事例の公表の充実

関連する内閣の基本方針等	該当なし

業績目標1-4-3についての評価結果

業績目標についての評定	**S　目標達成**
評定の理由	全ての施策の評定が「s　目標達成」であったことから、「S　目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。
業績の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。 再調査の請求については、納税者の主張に十分耳を傾け、①再調査の請求事案の的確な進行管理、②原処分理由の的確な見直し、③再調査の請求人等への適切な協力依頼、④各国税局審理課（官）等による的確な指導などを行うことにより、適正・迅速に処理しました。 審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配意するとともに、適切な進行管理を行うことにより、適正・迅速に処理しました。 裁決事例の国税不服審判所ホームページ（https://www.kfs.go.jp）への公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに27事例を公表し、その充実を図りました。

施策	**業1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理**
取組内容	国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等に不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。 また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求を行うことができます。 これらの不服申立てを適正・迅速に処理するために、次のとおり取り組みます。 **１．再調査の請求** 国税局・税務署では、再調査の請求の処理に当たって、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。

２．審査請求

国税不服審判所では、審査請求の処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

また、早期に審査請求人に対して審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」を交付するなどにより、審理手続の透明性の確保を図ります。

なお、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより審理の中立性・公正性を一層高めるため、引き続き、事件を担当する国税審判官の半数程度（50名程度）が民間専門家となるよう、外部登用を行います。

定量的な測定指標

[主要]
業1-4-3-1-A-1：「再調査の請求」の３か月以内の処理件数割合
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	95	95	95	95	95
実績値	100	99.5	98.2	98.7	99.8

（出所）課税部審理室、徴収部徴収課調
（注）処理件数割合は、相互協議（用語集参照）事案、公訴関連事案、国際課税事案及び災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を３か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

（目標値の設定の根拠）

再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、３か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標１「再調査の請求の状況」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	再調査の請求の処理に当たっては、原処分にとらわれることなく、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に取り組みました。 令和７年度においては、前年度から繰り越された338件と新たに再調査の請求のあった1,713件の合計2,051件のうち、1,448件を処理しました。 また、処理に当たって、①再調査の請求事案の的確な進行管理、②原処分理由の的確な見直し、③再調査の請求人等への適切な協力依頼、④各国税局審理課（官）等による的確な指導などを行うことにより、相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案並びに災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を３か月以内に処理できなかった事案を除いた処理件数1,328件のうち、再調査の請求から３か月以内に処理した件数は1,326件となりました。 こうした取組の結果、３か月以内の処理件数割合は99.8%と目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 再調査の請求の処理においては、今後も納税者の主張に十分耳を傾けた上で、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に努めていきます。

定量的な測定指標

[主要]
業1-4-3-1-A-2：「審査請求」の１年以内の処理件数割合
（単位：%）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	95	95	95	95	95
実績値	92.6	95.4	99.1	99.4	98.8

（出所）国税不服審判所調
（注）処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間及び災害等

	又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。 **（目標値の設定の根拠）** 審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、１年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和６事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。
	○参考指標２「審査請求の状況」 ○参考指標３「訴訟の状況」

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、その適正性を担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問－Ｑ＆Ａ－」（パンフレット）などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配意しました。 令和７年度においては、前年度から繰り越された3,005件と新たに審査請求のあった3,159件の合計6,164件のうち、3,128件を処理しました。 また、処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理の促進に取り組んだことにより、審査請求から１年以内に処理した件数は3,091件（相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間及び災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて１年以内となるものを含む。）となりました。 こうした取組の結果、１年以内の処理件数割合は98.8％と目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 審査請求事件の中には、経済取引の広域化・国際化等を背景とした複雑困難な事件などもあり、十分な調査・審理を尽くした上で適正な裁決を行うためには時間を要する場合もありますが、裁決が不服申立手続における行政機関の最終判断であることを踏まえ、今後も審査請求人がその主張を尽くすことができるよう配意しつつ、進行管理の徹底を図り、適正・迅速な処理に努めていきます。 なお、国税不服審判所においては、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすとともに、裁決の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税審判官の半数程度を特定任期付審判官として民間専門家を外部登用することとしており、令和７年度においては17名を採用し、特定任期付審判官は49名（令和８年３月31日現在）となっています。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

業１－４－３－１に係る参考情報

参考指標　１：再調査の請求の状況　（単位：件、％）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
期首繰越件数	338	258	409	636	338
請求件数	1,120	1,521	2,493	1,424	1,713
処理件数	1,200	1,370	2,266	1,722	1,448
請求認容件数	83	63	149	104	116
請求認容割合	6.9	4.6	6.6	6.0	8.0
期末繰越件数	258	409	636	338	603

（出所）課税部審理室、徴収部徴収課調
（注１）「請求認容件数」は、「処理件数」のうち再調査の請求人の請求が何らかの形で受け入れられたものの件数です。
（注２）令和３年度から令和６年度までの請求件数、処理件数等については、令和６事務年度実績評価書から修正を行いました。

参考指標 ２：審査請求の状況　（単位：件、％）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
期首繰越件数	2,221	2,421	2,296	3,340	3,005
請求件数	2,482	3,034	3,917	3,537	3,159
処理件数	2,282	3,159	2,873	3,872	3,128
請求認容件数	297	225	279	693	226
請求認容割合	13.0	7.1	9.7	17.9	7.2
期末繰越件数	2,421	2,296	3,340	3,005	3,036
内 1年超繰越件数	110	78	8	85	73

（出所）国税不服審判所調
（注１）「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の請求が何らかの形で受け入れられたものの件数です。
（注２）「内１年超繰越件数」は、「期末繰越件数」のうち処理期間が１年を超えている事件の件数（このうち相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の件数を除く。）です。
　なお、当該件数は、各年度末時点において、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間が未確定のため、これを除かずに算出しています。

参考指標 ３：訴訟の状況　（単位：件、％）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
期首係属件数	195	185	172	189	217
発生件数	189	173	189	196	202
終結件数	199	186	172	168	201
原告勝訴件数	13	10	13	8	8
原告勝訴割合	6.5	5.4	7.6	4.8	4.0
期末係属件数	185	172	189	217	218

（出所）課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調
（注）「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告である納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

施策	**業1-4-3-2：裁決事例の公表の充実**
取組内容	国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決事例について、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)に掲載・公表しています。 令和７事務年度においても、先例となるような有用性の高い裁決事例を掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるように取り組みます。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実
	（令和７事務年度目標） 裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。

	（目標の設定の根拠） 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 新たに27の裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。 （目標の達成度の判定理由） 裁決事例の公表の充実を図るため、令和７事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに27事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表しました。 また、参考判例がある場合は、裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 なお、国税不服審判所ホームページには、令和７事務年度末現在で、平成４年から令和７年までにされた裁決の中から 1,960 事例を掲載しており、引き続き、裁決事例の公表の充実に努めてまいります。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

業１－４－３－２に係る参考情報

参考指標　１：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数　（単位：千件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
アクセス件数	1,191	2,395	2,195	2,386	4,026

（出所）国税不服審判所調
（注）国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨（平成８年７月以降のもの）、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

今回廃止した測定指標とその理由
該当なし

参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 **（業1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理）** 再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速な処理を図ります。 審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。 また、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をで

	きる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理促進を図ります。 **（業1-4-3-2：裁決事例の公表の充実）** 裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図ります。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

業績目標に係る予算額		**令和４年度**	**５年度**	**６年度**	**７年度当初**	**行政事業レビューに係る予算事業 ID**
	国税不服審判所の運営に必要な経費　（千円）	4,589,607	4,643,078	4,760,513	4,702,028	
	審査請求の調査及び審理に必要な経費　（千円）	51,506	49,912	51,145	49,506	
	合　計（千円）	4,641,113	4,692,990	4,811,658	4,751,534	

実績目標に係る予算額等	**区分**		**令和５年度**	**６年度**	**７年度**	**８年度**
	予算の状況（千円）	当初予算	4,605,590	4,631,398	4,751,534	5,020,417
		補正予算	87,400	180,260	243,717	－
		繰越等	0	0	N.A.	
		合計	4,692,990	4,811,658	N.A.	
	執行額（千円）		4,523,025	4,620,766	N.A.	

（注１）令和７年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和８年11月頃に確定するため、令和８事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注２）令和５年度の執行額については、令和６事務年度実績評価書から修正を行いました。

（概要）
国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2026（令和８年６月国税庁）

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（業1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理）** 再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速に処理しました。 審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めました。 また、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理促進

	を図りました。 **（業1-4-3-2：裁決事例の公表の充実）** 裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図りました。

担当部局名	課税部（審理室）、徴収部（徴収課）、国税不服審判所	**実績評価実施時期**	令和８年10月